

第13回 匿名データ作成方法ワーキンググループ

新作成ルールに基づく  
令和2年国勢調査の匿名データの作成について  
(案)

令和4年12月16日 統計研究研修所

# 本日の議論について

---

- 第6回共通課題検討WGにおいて検討された「調査横断的且つ一般的な匿名化にルール」（新作成ルール）関連（参考3 3ページ参照）

- 同一年齢の15歳未満の世帯人員が3人以上いる世帯を削除するルールの追加
- 父子世帯\*の削除するルールの廃止

（\*未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみからなる世帯）

- 国勢調査における出現頻度の低い世帯の削除

- ▶令和2年における追加

- 15歳未満の就業者のいる世帯の削除するルールの追加

- ▶従前から行われている世帯の削除について取り扱いの検討

- 年齢差の大きい夫婦のいる世帯（年齢差が25歳以上）
- 世帯主又は配偶者のいずれか一方若しくは双方が外国人で子供の数が多い世帯（地域区分ごとに子供の数が3～7人以上）
- 年齢差の大きい又は小さい親子のいる世帯（年齢差が、55歳以上の男親と子、45歳以上の女親と子、14歳以下の親と長子又は19歳以下の親と末子）